

一般社団法人日本ボッチャ協会 公認審判員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という）の一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員（以下「審判員」という）の制度を定め、審判員の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とする。

(本協会の統制)

第2条 本協会は、日本国内において行われるすべてのボッチャ競技の競技規則及び審判に関する事項について統制する権限を持つ。

(審判員の義務)

第3条 審判員は、次の義務を果たさなければならない。

1. 本協会への審判員としての会員登録をもって毎年資格を更新しなければならない。
2. 法令及び本協会の各種規定、規則を遵守しなければならない。
3. 競技規則を常に正しく理解することに努めるとともに、大会の主旨に応じた対応をしなければならない。
4. 大会においては本協会の定める行動規範を遵守し、常に公平公正な判定をしなければならない。
5. 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたず、暴力団など反社会的勢力との取引及びあらゆる不当要求を拒否しなければならない。
6. 本協会会員の一人として、誠実な態度と行動をとることのできる社会の構成員であることに努めなければならない。

(審判員の名称)

第4条 審判員の名称は次の各号に挙げるとおりとし、本協会がこれを認定する。

1. A級審判員
2. B級審判員
3. C級審判員
4. D級審判員

(資格の認定・降格・失効)

第5条 審判員の資格は、別に定める「公認審判員資格規定」によって認定・降格・失効される。

(審判員の服装)

第6条 審判員の服装は、「ボッチャ協会公認審判員の服装等に係る規程」の通りとする。

(公式試合の審判員)

第7条 本協会に登録された審判員以外の者は、日本国内における一切の本協会主催の大会の審判活動を行うことはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。

(審判員の旅費等)

第8条 本協会は、審判員が本協会の依頼により試合及び大会の審判を行うことを目的として旅行したときは、協会の定めるところにより旅費を支給する。

1. 旅費の費目は、交通費及び日当とする。
2. 旅費の計算方法及び支給基準等は、原則として本協会の旅費規程に準じる。
3. 本協会は、旅行日につき一定額の日当を支給するものとし、その金額は本協会の旅費規程に準じる。
4. 前項にかかわらず、国際競技連盟から派遣された外国人審判員の参加する国際試合における国際審判員の手当は、国際競技連盟の規定による金額とする。
5. この規程の定めと大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

(国際審判員の国内における取り扱い)

第9条 国際競技連盟公認国際審判員資格を有する者の国内における取り扱いは以下のとおりとする。

1. 日本国籍を有する国際審判員資格保有者は一般社団法人日本ボッチャ協会の推薦によって国際大会派遣となることを踏まえ、会員登録を必須とする。
2. 日本国籍を有する国際審判員資格保有者の国内における審判員活動は、一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員の取り扱いとする。

(公認国際審判員の資格取得について)

第10条 国際競技連盟公認国際審判員ワークショップ受講希望者は以下の条件として推薦する。

1. 一般社団法人日本ボッチャ協会の会員であること。
2. 国内審判員資格がA級であること。
3. 国際競技連盟の講師が事前に行う面談にて、十分に対応可能な語学力（英語）を証明できる資格を有すること。

(ルール審判部の設置)

第11条 本協会は、日本国内において行われるすべてのボッチャ競技の競技規則と審判員に関する事項について統制するため、ルール審判部を設置する。

(ルール審判部の用務)

第12条 ルール審判部は日本国内におけるボッチャ競技の競技規則と審判の以下の事項を管理する。

1. 公認審判員の資格管理
2. 協会競技規則の管理、更新
3. 協会主催大会の審判員及び審判長、副審判長の派遣

4. 協会主催大会の審判編成
5. 公認審判員養成講習会、審判フォローアップ講習会の計画立案、運営
6. 審判物品の管理
7. 国際競技連盟審判委員会との連携
8. 国際審判員養成講習会対象者の選考、派遣調整
9. 国際大会への国際審判員派遣希望のとりまとめ
10. 規則及び大会審判に関する問い合わせの回答案作成
11. その他、競技規則及び審判員に関する用務

(ルール審判部の構成)

第13条 ルール審判部は、以下のように構成される。

1. 審判委員会
2. ルール委員会
3. 開発委員会

(ルール審判部の責任者)

第14条 ルール審判部には部長を設け、部長は理事会より命課を受けるものとする。

(ルール審判部各委員会の指名)

第15条 ルール審判部長は、各委員を指名する。

(ルール審判部長の任期)

第16条 ルール審判部長の任期は最長で4年とする。ただし、任期の延長を妨げない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

(附則)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。
2. この規程を改訂し、令和3年5月10日より施行する。
3. この規程を改訂し、令和8年4月1日より施行する。

一般社団法人日本ボッチャ協会 公認審判員の服装等に係る規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下本協会）が主催もしくは主管する公式試合において本協会公認審判員（以下「審判員」）の服装を規定するものである。

(審判員の服装)

第2条 公認審判員の服装は以下の通りとする。

1. 上衣は本協会指定の審判服とする。
2. 下衣は黒色の長ズボンとする。
3. 本協会公認ワッペンを左胸に装着する。
 - * 協会パートナー企業以外の衣服を使用する場合、メーカーロゴが見えないよう配慮すること。
 - * 審判服のインナーとして審判服と同色である場合に限り長袖を着用するは妨げない。
 - * 本協会公認ワッペンの装着をもって公認審判員資格を有することを証明する。

(審判服の着用)

第3条 本協会の公認審判員は、以下の場面では第2条にかかる公認審判員の服装を着用すること。

1. 本協会主催大会
2. 本協会が認める（共催、協力を含む）大会
3. 本協会が実施する強化練習会及び選考会。
4. 本協会が実施する事業において主管部局の求めがあるもの。

(審判服着用の制限)

第4条 本協会の公認審判員は、第3条にかかる場面以外での本協会指定審判服の着用を制限する。

1. 本協会公認ワッペンの装着は本協会指定審判服の有無に関わらず禁止する。
2. 本協会指定審判服を第3条にかかる場面以外で着用する場合は本協会のロゴマークが見えないよう配慮すること。

(本協会指定審判服の購入)

第5条 本協会公認審判員は、本協会指定審判服を購入する権利を有する。

1. 本協会指定審判服は、協会主催大会ごとに参加者宛に事務局より案内される。
2. 本協会公認ワッペンは、資格取得時および昇級時に支給または購入できる。
3. 購入にあたっては、協会事務局の案内を参照すること。
4. 本協会指定審判服、本協会公認ワッペンの貸与、譲渡および転売は禁止とする。

(養成講習会期間中の大会参加時の服装)

第6条 本協会公認審判員養成講習会において、大会で実技演習を必要とする者が当該資格を有しない場合、以下の服装を着用すること。

1. 黒色無地ポロシャツ及び黒色の長ズボン。
2. 受講生専用ワッペン（貸与）を左胸に装着すること。

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会で承認ののちこれを行う。

(附則)

1. 本規定は、平成31年4月1日より施行する。
2. 本規定を改訂し、令和3年5月10日より施行する。
3. 本規定を改訂し、令和6年4月1日より施行する。
4. 本規定を改定し、令和8年4月1日より施行する。

一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員資格規定

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人日本ボッチャ協会（以下本協会とする）における公認審判員（以下「審判員」という）の国内における資格に関する事項を定めるものである。

(資格の種類)

第2条 本協会公認審判員の資格は、次の4種類とする。

1. D級審判員
2. C級審判員
3. B級審判員
4. A級審判員

(技能の区分)

第3条 本協会公認審判員は、以下のように資格に応じた技能を有する（別表1参照）。

1. D級審判員
 - * フレンドリーマッチ版競技規則で開催される大会の審判員
 - * 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判員
 - * 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員及び審判長
2. C級審判員
 - * 日本選手権本大会の計時
 - * その他の本協会の主催大会の審判員
 - * その他、D級資格審判員の技能の全て
3. B級審判員
 - * 本協会主催大会の審判員
 - * 資格要件認定大会の審判長
 - * 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判長
 - * その他C級およびD級審判員の技能の全て
 - * C級審判員、D級審判員養成講習会の講師および講師補助
4. A級審判員
 - * 本協会主催大会の審判長
 - * 国内で開催される国際競技大会のNTO候補者
 - * 国際競技連盟公認国際審判養成講習会の受講推薦対象
但し、推薦条件は別途定めによる
 - * その他B級、C級、D級審判員の技能の全て

(資格の降格・失効)

第4条 本協会公認審判員資格は、次の場合に降格または失効する（別表1参照）。

1. 本協会会員の年度更新を行わないとき
2. A級審判員が資格認証試験において、2回連続不合格となったとき
3. 公認審判員としての資質に欠ける行為が見られたとき
4. 本協会が定める行動規範に反する行為が認められたとき

(公認審判員養成講習会)

第5条 本協会は、審判員を養成することを目的として、審判員養成講習会を実施する。

1. 公認D級審判員養成講習会（地区開催：地区ごとに年1回および地域協会からの依頼時）
* 全国障害者スポーツ大会ポッチャ競技審判員養成講習会を含む
2. 公認C級審判員養成講習会（地区開催：地区ごとに年1回および地域協会からの依頼時）

(公認D級審判員養成講習会)

第6条 公認D級審判員養成講習会は以下のように実施する。

1. 対象：公認サポーター講習会修了者
2. 講習内容：講義1時間、実技3時間（全スポ審判員養成講習会は+実技4時間）
3. 講師：ルール審判部が指名した公認A級審判員および公認B級審判員
4. その他：
 - ・講習会の実施主体は各PFとする
 - ・公認サポーター講習会と連続開催を可能とする
 - ・全スポ審判員養成講習会の実施にあたっては、JPSA技術指導員との連携によって実施する

(公認C級審判員養成講習会)

第7条 公認C級審判員養成講習会は、以下のように実施する。

1. 対象：公認D級審判員を取得後1年間（取得年度は含まない）の審判実績を有する者
2. 講習内容：
 - ・講義4時間程度および実技6時間程度とする
 - ・講義終了後に筆記試験を実施する
 - ・筆記試験合格者は本協会主催大会において実技演習を行う
3. 講師：ルール審判部が指名した公認A級審判員および公認B級審判員
4. その他：
 - ・講習会は各PF開催とする

(公認 B 級審判員昇級試験)

第8条 公認 B 級審判員昇級試験は、以下のように実施する

1. 対象 : 公認 C 級審判員を取得後 2 年間 (取得年度は含まない) の審判実績を有する者
2. 試験内容: 筆記試験および実技試験
 - ・筆記検査 0.5 時間 (筆記試験で 80%以上の正答で合格)
 - ・実技検査 筆記試験合格者に対して予選会 1 大会 (B 級必須項目 9 割以上達成で合格)
3. 講師 : ルール審判部審判委員会

(公認 A 級審判員昇級試験)

第9条 公認 A 級審判員昇級試験は、以下のように実施する。

1. 対象 : 公認 B 級審判員を取得後 3 年間 (取得年度は含まない) の審判実績を有する者
2. 試験内容: 筆記試験および実技試験
 - ・筆記検査 0.5 時間 (筆記試験で 90%以上の正答で合格)
 - ・実技検査 筆記試験合格者に対して予選会 1 大会 (B 級必須項目 9 割以上達成で合格)
3. 講師 : ルール審判部審判委員会

(フォローアップ講習会)

第10条 審判員の情報を常に最新のものとするために、フォローアップ講習会を以下のように実施する。

1. 対象 : 本協会公認審判員
2. 講習内容: 講義 3 時間程度及び状況に応じて実技 3 時間程度とする

(講習会の講師)

第11条 講習を実施するにあたっての講師の扱いは、以下の通りとする。

1. C級審判員養成講習会

講師 2 名を 1 組として派遣する (*講習会の受講者は 20 ~30 名程度とし、講師 1 名当たり 10 ~15 名を目安としてコートの実技指導を行う)。

- ① 報酬は、本協会の規程による
- ② 交通費及び宿泊費は実費精算とする
- ③ 受講者の講習費は、一人当たり 5,000 円とする
- ④ 実技演習を実施する公認大会にかかる費用は、交通費及び宿泊費は実費精算とする

2. D級審判員養成講習会

講師 2 名を 1 組として派遣する (*講習会の受講者は 20 名程度とし、講師 1 名当たり 10 名を目安としてコートの実技指導を行う)。

- ① 報酬は、本協会の規程による
- ② 交通費及び宿泊費は実費精算とする
- ③ 受講者の講習費は、一人当たり 3,000 円とする

3. フォローアップ講習会

講師 2 名を 1 組として派遣する（*実技指導を伴う場合は、受講者を 20 名程度とし、講師 1 名当たり 10 名を目安として行う）。

- ① 報酬は本協会の規程による
- ② 交通費及び宿泊費は実費精算とする。
- ③ 受講者の講習費は、一人当たり 3,000 円とする

（附則）

- 1. 本規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 2. 本規定は改訂し、令和 3 年 5 月 10 日より施行する。
- 3. 本規定は改訂し、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。